

お申込の受付手続き

<受付場所>

住所 〒556-0017
大阪市浪速区湊町1-4-1 OCATビルB1F
株式会社湊町開発センター（以下「当社」という。）
TEL 06-6635-3100
FAX 06-6635-3039
受付時間 平日 9時から17時まで

<申込方法>

1. お申込は利用月の12ヵ月前の月の1日から先着順で受付けます。
2. お申込の際はイベント開催の3ヵ月前までに「イベント概要書」をご作成のうえ、当社まで郵送またはFAXにてご提出下さい。
但し、FAXの場合は後日原本をご提出下さい。
3. イベントの内容が【利用の制限】(P.2)に該当すると判断した場合は、利用をお断りします。
4. 「イベント概要書」受理後、利用の可否を判断し当社よりご連絡いたします。
5. 利用を承認する場合は「利用申込書」を発行いたします。
6. イベント開催の2ヵ月前までに「利用申込書」をご提出下さい。
7. 「利用申込書」受理後、「請求書」を発行しますので利用日の1ヵ月前までにご入金下さい。
8. 入金確認後、契約成立とします。

利用時間及び会場利用料

1. 基本利用時間は9時から21時までの12時間です。
2. 利用時間はお申込の際に確定して下さい。
(会場設営・撤去・搬入出等に要する時間が含まれます。)
3. 利用時間の延長は原則として不可とします。
4. 会場利用料は一日当たり100,000円(税別)とします。
販売を伴う場合は、売上手数料が発生します。
5. 会場利用料のお支払いは指定期日までに、指定銀行口座へのお振込みを原則とします。
(なお、お振込みされない場合は利用者側の都合で取消されたものとみなします)
6. 販売手数料が発生した場合は、イベント終了後に請求をいたします。
指定期日までにお振込みをお願いします。

利用権の譲渡及び転貸の禁止

1. 当社の承認を得ずして申込の名義・内容を変更する事はできません。
2. 代表者はポンテ広場の利用権を第三者に譲渡あるいは転貸することはできません。

利用の制限

次のいずれかに該当すると当社が判断した場合は利用承認をいたしません。

又、今後の利用をお断りさせていただく場合があります。

1. 公の秩序、風俗を害する恐れがあると判断されるとき。
2. 建物や設備を破損する恐れがあると判断されるとき。
3. 特定の主義主張の為の布教・宣伝活動等と判断されるとき。
(寄付金の募集・政治活動・宗教活動及びそれに類する場合)
4. 大音量・異臭等公衆に不快の念を与えると予測される等、付近住民並びに通行人等に危害・迷惑・支障を与える恐れがあると判断されるとき。
5. その他、ポンテ広場の管理運営に支障が認められるとき、または支障があると予測されるとき。

利用承認の取消

次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、「利用申込書」承認後でも利用承認の取消又は、利用の中止を命じます。利用承認の取消により、利用者側が損害を受けた場合でも当社は如何なる責任も負いませんのでご了承ください。

1. 前項の【利用の制限】に該当する内容の行為を行ったとき。
2. 承認なしに利用内容を変更したとき。
3. 利用の権利を第三者に譲渡又は転貸したとき。
4. 関係官公庁からの中止の指導又は勧告が出たとき。
5. 「利用申込書」に虚偽の記載事項があったとき。

利用の中止

1. 不測の事故や災害、雨天時のポンテ利用の可否の判断は、利用前日の17時の時点で当社と代表者で協議のうえ判断を行います。
2. 不可抗力によりイベントが中止になった場合は、利用の順延又は利用料金の返還をいたします。但し、利用開始後の中止は開催が成立したものと判断し利用料金の返還はいたしません。
3. イベント開催中において、安全管理等、問題が生じると当社が判断した場合、利用者の責任者に対して、イベントの中止要請を行います。その場合、利用料金の返還はいたしません。
4. イベント開催中止に伴い利用者にも不利益や損害が生じても当社は一切の責任を負いません。

会場利用料の返還

既納の会場利用料は、原則として返還はいたしません。

但し、不測の事故、災害及びキャンセル等の事由があると認められるときは、会場利用料の全部又は一部を返還いたします。

キャンセル料の請求

前々項【利用の中止】を除く、主催者側の都合によるキャンセルについては以下の通りキャンセル料をいただきます。その場合、既納の会場利用料からキャンセル料を差し引いた金額を返還いたします。

1. 利用日13日前から7日前 50%
2. 利用日6日前以降 100%

代表者責任

利用開始から清掃等の撤去までのすべてが終了する間に発生した事故、盗難、施設・設備等の破損、紛失及びクレーム処理等、関係者・出展者・来場者の行為であっても、代表者は全て責任を負うこととなります。代表者は、イベント全体を管理し未然の事故防止策を講じ万全の体制でイベントを開催して下さい。

利用上の注意事項

利用者は、以下の事項を厳守し、円滑なイベントの実施を心掛けて下さい。

守られない場合、ポンテ広場は利用できません。

<会場利用>

1. 会場利用は、当社の指示に必ず従って下さい。
2. イベント開催1ヶ月前までに「会場運営計画書」を提出し当社と最終確認を行って下さい。
未提出の場合はポンテ広場を利用できません。

[会場運営計画書記載事項]

- ・会場配置図（備品・会場スタッフ・掲出物・観客エリア等）
 - ・タイムスケジュール
 - ・緊急連絡先
 - ・その他必要事項
3. 事前に決定したスケジュールおよび内容に基づき会場運営を行って下さい。
 4. 利用者は、イベント全体の秩序を保つため、必ず責任者を置いて下さい。
 5. 利用者はスタッフジャンパー、腕章等でイベント関係者を識別可能にして下さい。
 6. 会場備品（会議机・イス等）は「利用申込書」に記載した数量を貸与します。
利用者の責任において、保管場所から移動・設営し、利用後は撤去・現状復帰して下さい。

紛失・破損に関しては、実費請求いたします。

7. 持込みをする備品等の搬入出は、1階南側「荷捌場」を利用して下さい。
施設への傷、汚損、破損の恐れのある場合は必ず養生を行って下さい。
8. 搬入出についてはイベント開催の一週間前までに当社に「作業届出書」を提出して下さい。
9. イベント参加者による会場周辺での滞留は通行者の迷惑となりますので、整理誘導して下さい。
10. 多くの参加者の来場が予想される場合、会場運営に必要な人員（運営スタッフ・警備）および備品（プラ柵等）を、利用者によって手配・準備して下さい。
11. ポスター・チラシ等は、利用者の問い合わせ先を明記し、印刷前に当社の承認を得て下さい。
未提出の場合、掲示・配布はできません。
12. 会場で発生したゴミ等は、利用者がすべて持ち帰って下さい。
13. イベントに関連して、関係者及び第三者に生じたトラブル・盗難・ケガ・事故に関して、必ず当社に報告を行い、利用者が責任をもって処理・解決して下さい。
その際、当社は一切の責任を負いません。

関係官公庁への届出

ご利用前の打合せと併せて、利用者側で関係官公庁への届出を行って下さい。万一、届出不備の為開催不能になった場合でも当社は一切の責任を負いません。なお、その際の利用料は返還いたしません。

●当施設でイベントを行う際は必ず届出を行って下さい。

* 浪速消防署(予防課)

〒556-0016 大阪市浪速区元町 1-14-20 TEL 06-6641-0119

●会場定員（1,000名）を超える場合は、届出を行って下さい。

* 浪速警察署

〒556-0005 大阪市浪速区日本橋 5-5-11 TEL 06-6633-1234

●必要に応じて届出を行って下さい。

* 中央区役所・保健福祉センター【飲食物の提供をされる場合】

〒541-8518 大阪市中央区久太郎町 1-2-27 TEL 06-6267-9882

以 上